

議第1号

食品の産地偽装対策の強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年2月17日

提出者 全議員

徳島県議会議長 杉本直樹 殿

食品の産地偽装対策の強化を求める意見書

全国的に食品の産地偽装が後を絶たない中、本県でも鳴門わかめをはじめとするとくしまブランドの産地偽装が発生しており、悪質巧妙な産地偽装に対する防止対策が急務となっている。

このため、本県では、産地等偽装表示防止対策として、「とくしま食品表示Gメン」により、本県独自に県条例に位置付けた科学的産地判別分析を用いた立入検査等を実施し、産地偽装の未然防止や早期発見に努めるとともに、科学的産地判別分析結果を基に、悪質な業者に対しては刑事告発を行うなど、断固たる態度で臨んでいる。

しかしながら、現行の食品表示法では、原料原産地に関する根拠書類の保存義務がなく、科学的産地判別分析結果について法的根拠がない状態である。また、産地偽装は、事業者の利益が大きいいため、偽装を防止するだけの罰金等になっておらず、再発防止対策としても機能していない。

ブランドを確立し、安全・安心な食品を消費者に提供するためには、偽装の「早期発見・未然防止」に向け、更なる食品の産地偽装防止対策の強化が必要であるとともに、産地偽装の抑止力となる法的整備が急務である。

よって、国においては、消費者が安心して食品選択ができる産地偽装防止対策を確立するため、食品表示法の改正を含め、次の事項について格段の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 食品事業者に対し、原料原産地表示に関する情報が記載された書類の整備、保存を義務化すること。
- 2 産地表示に関する科学的産地判別分析の確立を図り、法的に位置付けを行うこと。
- 3 産地偽装に対する罰則の強化を図るなど、より高い不正抑止対策を講ずること。
- 4 消費者の安心の確保のため、事業者による違反商品の回収を明記すること。
- 5 表示違反を継続反復するなど悪質な事業者に対し、一定期間の業務停止など、厳正な処分を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)
消費者庁長官
内閣官房長官
協力要望先
県選出国會議員